

「Vitality 健康プログラム規約」新旧対照表

変更後	変更前
<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第19条（本契約の消滅）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当し、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱<u>う場合には</u>、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第5条第1項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換契約への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第19条（本契約の消滅）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱<u>い</u>、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第5条第1項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換契約への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>第6章 その他</p> <p>第33条（保障一括見直しが行われた場合の特則）</p> <p>1. 本契約と同時に申し込まれた保障一括見直しによって対象保険契約以外の保険契約が対象保険契約となった場合における第2条第9号の規定の適用については、以下のとおりとします。</p>	<p>第6章 その他</p> <p>第33条（保障一括見直しが行われた場合の特則）</p> <p>1. 本契約と同時に申し込まれた保障一括見直しによって対象保険契約以外の保険契約が対象保険契約となった場合における第2条第9号の規定の適用については、以下のとおりとします。</p>

変更後	変更前
<p>(9) 「会員年度」とは、対象保険契約の保障一括見直日（保障一括見直し特約 <u>または新保障一括見直し特約</u> に定める「保障一括見直日」をいいます。以下同じ。）または保障一括見直日の年単位の応当日から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。なお、本契約の継続中、会員年度の起算日は変更されません。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p>(9) 「会員年度」とは、対象保険契約の保障一括見直日（保障一括見直し特約に定める「保障一括見直日」をいいます。以下同じ。）または保障一括見直日の年単位の応当日から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。なお、本契約の継続中、会員年度の起算日は変更されません。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>第 34 条（対象保険契約が複数ある場合の特則）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 第 19 条（本契約の消滅）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>8. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当 <u>し</u>、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱 <u>う場合には</u>、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第 5 条第 1 項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換契約への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p>第 34 条（対象保険契約が複数ある場合の特則）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 第 19 条（本契約の消滅）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>8. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当 <u>する場合には</u> <u>は</u>、転換前の対象保険契約は消滅しなかったものとして取り扱 <u>い</u>、本契約は存続します。なお、転換後の対象保険契約が転換特約第 5 条第 1 項に定める事由に該当し、本契約が消滅した後に被転換契約への復旧が行われた場合であっても、本契約は消滅しなかったものとして取り扱います。</p> <p>(1) 転換後の対象保険契約の被転換地への復旧</p> <p>(2) 保険約款または民法その他の法令の規定に基づく転換後の対象保険契約の無効または取消し</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p><u>第 38 条（本契約の申込みの時点において単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）が締結されている場合の特則）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

変更後	変更前
<p>1. <u>単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）（以下、「有償単品型契約」といいます。）を締結している会員は、当該有償単品型契約の会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで本プログラムを利用すること（以下「本引継ぎ」といいます。）を選択して本契約の申込みをすることができます。ただし、当該会員が本契約の申込みの時点においてブルー継続保険契約を締結している場合は、本引継ぎを選択することはできません。</u></p> <p>2. <u>前項の申込みがされた場合において、当該申込みを当社が承諾したときは、当該申込みの時点で締結されている有償単品型契約（以下、「引継ぎ対象契約」といいます。）に係る単品型 Vitality 健康プログラム規約（有償版）第 18 条第 1 項第 5 号に定める消滅日に本契約の効力が生じるものとします。この場合において、当該申込みをした会員は、第 4 項第 3 号の規定により読み替えて適用する第 3 条の規定により本プログラムの利用が可能になるまでの間は本プログラムによる特典の提供を受けることはできません。</u></p> <p>3. <u>当社が前項の承諾をした場合には、第 1 項の申込みをした会員は、次項各号に規定するもののほか、会員番号、Vitality 健康プログラム（スマートプラン）によって会員が獲得し、もしくは獲得することができる特典またはポイントその他有償単品型契約に基づく一切の権利および義務を承継します。</u></p> <p>4. <u>当社が第 2 項の承諾をした場合における以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</u></p> <p>(1) <u>第 2 条（定義）第 9 号および第 33 条第 1 項の規定による読替え後の</u></p>	

変更後	変更前
<p><u>同号</u></p> <p><u>(9)「会員年度」とは、引継ぎ対象契約の会員年度開始日または会員年度開始応当日（毎年の会員年度開始日に相当する日をいいます。）から起算して1年を経過する日までを単位とする期間をいいます。なお、本契約の継続中、会員年度の起算日は変更されません。</u></p> <p><u>(2) 第2条（定義）第10号</u></p> <p><u>(10)「会員年度開始日」とは、引継ぎ対象契約の会員年度開始日（当社が引継ぎ対象契約の申込みを承諾することを決定した日の属する月の1日をいいます。）をいいます。</u></p> <p><u>(3) 第3条（本プログラムの利用開始）</u></p> <p><u>本プログラムは、以下の各号のいずれか遅い日から利用が可能となります。</u></p> <p><u>(1) 本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日（本契約と同時に申し込まれた保障一括見直しによって対象保険契約以外の保険契約が対象保険契約となった場合には、保障一括見直し日）</u></p> <p><u>(2) 当社が本契約を承諾することを決定した後に所定の手続きを完了した日</u></p> <p><u>(4) 第16条（Vitalityステータス等）第1項</u></p> <p><u>1. ステータスは、蓄積ポイント数にしたがって、ブルー、ブロンズ、シルバー、ゴールドのうちから判定されます。各ステータスに必要な蓄積ポイント数は以下の表のとおりです。会員が本引継ぎを選択して本契約が締結された場合における本プログラムの利用開始時の蓄積ポイント数およびステータスは、引継ぎ対象契約が消滅した時点における引継ぎ対象契約の蓄積ポイント数およびステータスとなります。</u></p>	

変更後		変更前
<u>ステータス</u>	<u>蓄積ポイント数</u>	
<u>Blue (ブルー)</u>	<u>0 ポイント以上 11,999 ポイント以下</u>	
<u>Bronze (ブロンズ)</u>	<u>12,000 ポイント以上 19,999 ポイント以下</u>	
<u>Silver (シルバー)</u>	<u>20,000 ポイント以上 23,999 ポイント以下</u>	
<u>Gold (ゴールド)</u>	<u>24,000 ポイント以上</u>	
<p>(5) <u>第 24 条 (Vitality 利用料) 第 2 項</u></p> <p><u>2. 利用料は、本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日 (本契約と同時に申し込まれた保障一括見直しによって対象保険契約以外の保険契約が対象保険契約となった場合には、保障一括見直日) の属する月から発生します。</u></p>		
<p>(6) <u>第 37 条 (プラン変更に関する特則) 第 7 項第 1 号</u></p> <p><u>7. 第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、会員は、以下の各号に定める期間を経過するまでは、第 1 項の場合を除き、プランの変更を申し込むことができません。</u></p> <p><u>(1) 本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日 (本契約と同時に申し込まれた保障一括見直しによって対象保険契約以外の保険契約が対象保険契約となった場合には、保障一括見直日) から起算して 12 ヶ月</u></p>		
(最終更新日： <u>2023 年 3 月 23 日</u> )		(最終更新日： <u>2022 年 3 月 23 日</u> )

「単品型 Vitality 健康プログラム規約（有償版）」新旧対照表

変更後	変更前
<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第18条（本契約の消滅）</p> <p>1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。</p> <p>(1) 第17条の規定に基づき本契約が失効した場合（第5号に該当する場合を除きます。） 本契約の失効日</p> <p>(2) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日</p> <p>(3) 第19条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合（第5号に該当する場合を除きます。） 当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日（本契約の会員年度開始日の属する月の末日までに解約の申し入れが行われた場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌々月1日）</p> <p>(4) 第20条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日</p> <p>(5) 会員が、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の申込みをした場合 <u>または同特約を付加する保障一括見直しの申込みをした場合</u> <u>健康増進乗率適用特約が付加された</u> 保険契約の契約日以前の当社が</p>	<p>第4章 本契約の消滅等</p> <p>第18条（本契約の消滅）</p> <p>1. 以下の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日を本契約の消滅日とします。</p> <p>(1) 第17条の規定に基づき本契約が失効した場合（第5号に該当する場合を除きます。） 本契約の失効日</p> <p>(2) 会員が死亡した場合 会員が死亡した日</p> <p>(3) 第19条の規定に基づき本契約の解約の申し入れが行われた場合（第5号に該当する場合を除きます。） 当社所定の書面（電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）が当社に到達した日の属する月の翌月1日（本契約の会員年度開始日の属する月の末日までに解約の申し入れが行われた場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌々月1日）</p> <p>(4) 第20条第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合 解除に係る通知が会員に到達した日</p> <p>(5) 会員が、健康増進乗率適用特約が付加された保険契約の申込みをした場合 <u>当該</u> 保険契約の契約日以前の当社が定める日</p>

<p>定める日 <u>または保障一括見直し以前の当社が定める日</u></p> <p>(6) 本契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） 契約期間が満了した日の翌日</p> <p>2. 前項（第2号を除きます。）に規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、前二項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p> <p>4. <u>会員が、第1項第5号に定める保険契約または保障一括見直しの申込みに際し、Vitality 健康プログラム規約第38条の規定に基づいて本プログラムの会員年度、蓄積ポイント数およびステータスを引き継いで Vitality 健康プログラムを利用することを選択して Vitality 健康プログラム契約の申込みをした場合において、当社が当該保険契約または保障一括見直しの申込みを承諾しないことを決定したときは、本契約は消滅しません。ただし、当該決定の時点において、第1項第1号、第3号または第6号に定める事由が生じていたときは、当該決定をした日の属する月の翌月1日に本契約は消滅します。</u></p>	<p>(6) 本契約の契約期間が満了した場合（前号に該当する場合を除きます。） 契約期間が満了した日の翌日</p> <p>2. 前項（第2号を除きます。）に規定する本契約の消滅日より前に会員が死亡した場合は、会員が死亡した日を本契約の消滅日とします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、前二項に定める日を本契約の消滅日とすることが相当でないと当社が判断したときは、当社が別途指定する日を本契約の消滅日とします。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(最終更新日：<u>2023年3月23日</u>)</p>	<p>(最終更新日：<u>2022年12月19日</u>)</p>